

詐欺罪と「詐欺隣接罰則」の罪数関係

星 周一郎

目次

はじめに

- 一 「詐欺隣接罰則」の種類
 - 二 国家的法益・社会的法益に対する詐欺
 - 三 詐欺罪の適用を排除する罰則——租税犯罪・証明文書の不正取得
 - 四 詐欺罪の補充規定
 - 五 観念的競合
 - 六 立法趣旨と罪質の解釈
 - 七 若干のまとめと検討
- 結 語

はじめに

近時、詐欺罪の成立に積極的な判断を示す最高裁判例が相次いでいる。⁽¹⁾ 従来からも、たとえば、消費者保護などの課題において、詐欺罪の果たす役割は大きくなりつつあったが、⁽²⁾ それに限らず、社会状況や犯罪情勢の変化に伴い、詐欺罪の積極的な適用が求められる領域が、ますます増加しているように思われる。たとえば、振り込め詐欺など、詐欺という要素の関わる新たな手口の犯罪が社会問題化していることは、ここで改めて述べるまでもない。それだけでなく、それに関連し、他人名義の預金通帳等を入手する行為や、⁽³⁾ 第三者に譲渡する目的を秘して自己名義の預金通帳等を入手する行為⁽⁴⁾、さらには、別人を搭乗させる意図を秘して、搭乗券の交付を受ける行為⁽⁵⁾についても、詐欺罪の成立を認める判例が相次いでいるが、これらは、まさに、振り込め詐欺対策やテロ対策の必要性という、近時の社会状況の変化を背景として認められたという側面があることは否定できない。⁽⁶⁾ また、「公金」の「不適切な扱い」に関する詐欺罪の成否についても、重要な判例が相次いでいる。⁽⁷⁾

もちろん、これらの判例の判断の内実については、まさに現在、多くの検討がなされているところである。ただし、これらの検討については別の機会に譲り、本稿では、現在の最高裁判例の見解を一応の前提としたうえで、詐欺罪と、同罪との同質性の認められる特別刑法上の各種処罰規定（以下、「詐欺隣接罰則」とする）との罪数関係について、若干の考察を試みることにする。

この点についての従来の扱いをみると、詐欺隣接罰則の類型ごとに相違がみられる。たとえば、旅券の不正取得行為については、旅券法上の、また欺罔手段を用いた租税は脱犯や不正受還付犯についても、各種租税法上の詐欺

隣接罰則が適用され、詐欺罪は成立しないことが、一般に認められている。ところが、独自の処罰規定の定められている補助金等適正化法の補助金等不正受交付罪や生活保護法上の不正受保護罪については、不正受交付行為や不正受保護行為について、同時に詐欺罪が成立する場合のありうるものが、少なくとも判例では、明示的に認められてきたのである。

こういった具体的帰結の相違などに関しては、これまでまとまった検討は必ずしもなされてこなかったように思われる。しかしながら、さきにもた、詐欺罪の成立範囲に関する現在の最高裁の傾向を前提にすると、詐欺罪と詐欺隣接罰則との関係を明確にする必要性が増加しているように思われる。

そこで、以下では、詐欺罪とこれら詐欺隣接罰則の罪数関係について、従来の議論を整理したうえで、簡単な検討を加えることにしたい。

一 「詐欺隣接罰則」の類型

1 保護法益による分類

刑法の詐欺罪との競合が問題となりうる詐欺隣接罰則については、その保護法益という観点からみると、国家的法益に対するもの、社会的法益に対するもの、および個人的法益に対するものが、それぞれ存在している。

(1) 国家的法益に対するもの

国家的法益に対する罰則規定の典型が、各種税法に定められた租税犯罪（租税ほ脱犯、不正受還付犯など）であることはいうまでもない。このほか、国の補助金について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下、「補助金等適正化法」とする）二十九条の定める補助金等不正受交付罪が問題となる例が多い。⁸⁾

社会保障法の分野においても、「不正受給罪」を定める法律がいくつかみられる。国民年金法一一一条、生活保護法二十九条、児童手当法三一条、平成二三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第三七条、児童扶養手当法三五条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律三五条などが、その例である。

また、旅券の不正取得に関しては、旅券法二三条が、申請書類等に「虚偽の記載をすることその他不正の行為によつて」旅券等の交付を受けた者を処罰する規定を設けている。

さらには、工業所有権法の領域にも、詐欺の行為を処罰する規定が存在する。たとえば、特許法一九七条は、「詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する」旨を定めている。これと同趣旨の規定として、実用新案法五七条、意匠法七〇条、および商標法七九条がある。

(2) 社会的法益に対するもの

以上に対して、社会的法益に対するものと位置づけうる類型も存在する。たとえば、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収益移転防止法」）に定める本人特定事項隠蔽罪（同法二五条）、通帳譲渡罪（同法二六条）等の保護法益は、マネーロンダリングの防止や預金口座・通帳等の犯罪への悪用を防止するという社会的法

益にあると解されている。⁽⁹⁾

また、広義の経済取引法の分野においても、社会的法益に対する罰則と位置づけうる罰則規定がいくつかみられる。⁽¹⁰⁾ 金融商品取引法における各種の不正行為（その典型例が、有価証券の売買等について、不正の手段、計画又は技巧をすることを禁止する同法二五七条・一九七条一項五号の、「不正行為の禁止」）や、不正競争防止法の定める商品等に誤認を生ぜしめる虚偽の表示をする行為等を処罰する規定（同法五条⁽¹¹⁾）などが、その典型例である。さらに、特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」とする）における不正勧誘罪（同法七〇条）も、社会的法益に対する詐欺隣接罰則として位置づけることができる。⁽¹²⁾

(3) 個人的法益に対するもの

また、個人的法益に対する詐欺隣接罰則の存在も指摘できる。鉄道営業法の定める不正乗車罪（同法二九条）、あるいは、道路整備特別措置法の定める不正通行罪（同法）は、かつては国家的法益に対する罪という側面もあったが、これら事業者が民営化されたという事情により、現在では、個人的法益に対する罪として位置づけうるものとなっている。

もつとも、現実には、鉄道・道路交通という公益性の強い事業であることや、現在でも公営交通事業者が存在していることを考えれば、これらの罪を純然たる個人的法益に対する罪とは位置づけえないことも、否定できないであろう。

2 実行行為による分類

以上とは別に、これら詐欺隣接罰則の構成要件に定められた実行行為という観点からも、いくつかの類型に分類することができる。

刑法上の詐欺罪と同様の実行行為が定められている例が、工業所有権法の領域にみられる。たとえば、さきにみた特許法一九七条は、「詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受け」る行為を、実行行為として定める⁽¹³⁾。ここにいう「詐欺の行為」については、一般に、人を欺罔して錯誤に陥らせる行為とされ、相手方の欺罔が要件であると解されている⁽¹⁴⁾。

これに対して、同じく国家的法益に対する「詐欺的行為」を処罰する租税ほ脱犯等では、「偽りその他不正の行為」により税を免れる行為が、実行行為として規定されている（たとえば、所得税法二三八条）。また、補助金等適正化法の補助金等不正受交付罪（同法二九条）や国民年金法の不正受給罪（同法一一一条）などでは、一般に、「偽りその他不正の手段」⁽¹⁵⁾が実行行為の一部として規定されている⁽¹⁶⁾。これらは、相手の錯誤や瑕疵ある意思に基づく財物の移転や利益の交付（処分）を要しないものとされている。その意味で、詐欺罪の欺罔行為に相当する行為をその対象とするだけでなく、それにはあたらな「不正な手段（行為）」⁽¹⁷⁾一般が、領域的にも数的にも具体的にどれほど認められるかは別論としても、実行行為に含まれることを意味している。

さらに、たとえば、鉄道営業法の不正乗車罪（同法二九条、たとえば「鉄道係員ノ許諾ヲ受ケスシテ」⁽¹⁸⁾「有効ノ乗車券ナクシテ乗車シタル」など）や、特定商取引に関する法律における連鎖販売取引における不当勧誘等の処罰

規定（同法七〇条で処罰対象とされる同法三四条にいう、一定の重要事項について「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為」など）などのように、独自の行為類型が定められている類型もある。

二 国家的法益・社会的法益に対する詐欺

前節でみたように、詐欺隣接罰則の典型例である租税ほ脱犯や各種不正受給罪などは、国家的法益に対するものである。それゆえ、国家的法益に対する詐欺罪の成立が否定されるのであれば、少なくとも、詐欺罪と国家的法益を保護法益とする詐欺隣接罰則は、原則として、詐欺罪とは無関係にその成否が考えられることになる。

そして、かつては、本来の国家的法益に向けられた詐欺的行為は、もともと個人的法益としての財産的法益に対する罪である詐欺罪の定型性を欠く、などとして国家的法益に対する詐欺罪の成立を否定する見解も有力に主張されていた。⁽¹⁸⁾

しかしながら、判例は、大審院時代以来、一貫して、国家的法益に対する場合でも詐欺罪の成立のありうることを認めてきた。大判昭和一七年二月二日（刑集二二巻四号七七頁）は、鉄鋼配給統制規則に違反して、相当対価を支払いつつも、割当のされていない鉄鋼を不正に受給した行為について、大判昭和一八年二月二日（刑集二二巻二八五頁）は、家庭用米穀通帳に世帯員数を水増しして記入し、不正に配給を受けた行為について、商店は世帯員数に偽りがあることを知れば配給を拒絶できることを理由に、それぞれ詐欺罪の成立を認めている。

このような見解は、最高裁にも踏襲されている。たとえば、最大判昭和二三年六月九日（刑集二巻七号六五三頁）は、配給の不正受給の事案に関して、相当対価を支払ったとしても、係員を誤信させて、真正な特配指令書が

なければ買受けることのできない酒類を購入した行為につき、詐欺罪の成立を妨げるものではないとする。また、最判昭和二三年一月四日（刑集二卷一、二、三、四、六頁）も、同じく配給の不正受給の事案に関して、「詐欺罪の被害法益は、不当に騙取せられる財物であり、配給制度そのものではない」として、係員を欺罔して正当には受配しえない主要食糧を騙取した以上は、詐欺罪が成立するとした。

そして、営農意思のある適格者にのみ売り渡す国有地を、その意思がないのにあるかのよう装って、売渡処分名下に当該国有地の所有権を取得した行為について、最決昭和五一年四月一日（刑集三〇卷三、四、二、五頁）は、「欺罔行為によって国家的法益を侵害する場合でも、それが同時に、詐欺罪の保護法益である財産権を侵害するものである以上、当該行政罰法規が特別法として詐欺罪の適用を排除する趣旨のものと認められない限り、詐欺罪の成立を認めることは、大審院時代から確立された判例である」として、国家的法益に対しても詐欺罪の成立が認められることが、判例の見解として確立していることを確認したのである。

三 詐欺罪の適用を排除する罰則——租税犯罪・証明文書の不正取得

しかし、前掲の昭和五一年判決の見解によるならば、国家的法益に対する詐欺罪は、いかなる場合においても成立するわけではない。同判決では、欺罔行為による国家的法益の侵害が、同時に財産権を侵害する場合であつたとしても、当該行為に関して、「特別法として詐欺罪の適用を排除する趣旨」の行政罰法規がある場合には、それによるべきであるとされているのである。したがって、詐欺罪の成立範囲を画するにあたっては、当該（行政）刑罰法規の趣旨について、慎重な検討を要することになる。

1 租税犯罪と詐欺罪

(1) 判例の基本的見解と従来の学説

「特別法として詐欺罪の適用を排除する趣旨」の行政刑罰法規の典型例とされてきたのが、各種税法上の租税犯罪に関する罰則規定であることは、改めて述べるまでもない。租税犯の典型である租税ほ脱犯の構成要件は、一般に、「偽りその他不正の行為により……税を免れ」る行為、また、不正受還付犯のそれは、「偽りその他不正の行為により……税の還付を受け」る行為である。この「偽りその他不正の行為」を実行行為の一部としている点において、欺罔行為を実行行為とする詐欺罪との類似性が、一般に指摘されてきた。

判例は古くから、租税ほ脱犯は、詐欺罪に対して特別法と一般法の関係に立つとしてきた。大判明治四四年五月二五日（刑録一七輯九五九頁）は、不正に登録税を免れた行為に詐欺罪の成立を否定したほか、大判大正四年一月二八日（刑録二一輯一七四五頁）も、税関官吏に対して欺罔手段を用いて関税をほ脱した行為について、欺罔手段を用いて関税をほ脱した場合には、その結果として財産上の不法の利益を得ることは当然であり、関税法七五条〔当時〕は「斯る場合をも予想し之を包括して一罪と為し同法条を以て処罰するの趣旨なること毫も疑を容るべからず」として、詐欺罪の成立を否定したのである。

戦後の下級審判例でも、たとえば、相続税をほ脱した行為に関する東京高判昭和六二年三月二三日（判時一二四二号一三九頁）は、「相続税法等の租税法の体系は、刑事については、一般法である刑法の特別法をなすのであり、具体的な違法行為が税法の予定する犯罪類型に該当する限り、税法の適用を優先すべきであって、一般法た

る刑法を適用すべきものではない」として、租税ほ脱犯に対する詐欺罪不成立の実質的根拠を、租税ほ脱行為の処罰規定が詐欺罪に対し特別法と一般法の関係に立つ点に求めた。また、同じく相続税ほ脱行為に関する東京地判昭和六一年三月一九日（判時一二〇六号一三〇頁）も、「我が国における国の租税に関する規定は、国税通則法を中心に各種税法、国税徴収法、国税犯則締法などにおいて定められているが、これらを総合したいわゆる租税法の体系を考へるとき、これらの規定は租税に関する固有の領域において、民事、刑事の一般法に対して優先的に適用されるべきものとしてほぼ完結的な法体系をなしている」とみることができると判示している。

このような判例の結論は、学説でも一般に支持されている。もちろん、(a) 国家的法益に対する詐欺罪の成立を否定するかつての有力説からは、この帰結は、理の当然であることになる。しかし、(b) 国家的法益に対する詐欺罪肯定説からも、判例への反対論は唱えられていない。その根拠は必ずしも一致してはいないが、一般には、「租税法は、租税に関する固有の領域において、民事、刑事の一般法に対して優先的に適用されるべきものとしてほぼ完結的な法体系をなしている」という、先にみた下級審判例の考え方に依拠する説明がなされることが多いといえよう。⁽²⁰⁾

(2) 租税ほ脱犯は詐欺罪と競合するか

しかしながら、租税ほ脱犯と詐欺罪とは、そもそも競合関係に立たないとする指摘もなされている。たとえば、近時、租税ほ脱犯の罪質に詳細な理論的検討を加えられた朝山芳史判事は、⁽²¹⁾ ①租税ほ脱犯については、「偽りその他不正の行為により税を免れた」という同罪の実行行為について、「税を免れた」とは法定納期限までに納税義務を履行しなかったことと同義であるとし、これを危険犯と位置づける。⁽²²⁾ そして、租税ほ脱犯は、相手方である税務署長が錯誤に陥ったかどうかにかかわらずなく成立し、その処分行為が予定されていないから、相手方の処分行為を

前提とする二項詐欺の構成要件を充たすことが予定されていない旨を指摘する⁽²³⁾。そのうえで、それと二項詐欺との関係を特別法と一般法の関係とみる従来の通説的見解は相当でないとする⁽²⁴⁾。また、租税ほ脱犯の保護法益についても、直接的には租税債権であるが、同罪が、税の均衡負担の秩序を乱す危険があることから、間接的には、一般的な申告納税制度を保護法益に含めることができる、ともする⁽²⁵⁾。

このような見解を前提にすれば、租税犯罪の主要類型である租税ほ脱犯の構成要件は、二項詐欺の構成要件を充足しない行為を捕捉する規定であることになる。それゆえ、租税ほ脱犯に詐欺罪が適用されないのは、前者が後者に対して特別関係に立つからではなく、そもそも二項詐欺の適用が、原則として考えられない点に求められることになる⁽²⁶⁾。

そうだとすると、仮に、租税ほ脱行為について、偶々二項詐欺を充足する事案が生じたとしても、それを詐欺罪で間擬することを、租税法はやはり予定していないと解するのが自然であろう。そのような場合に限り、租税ほ脱犯は詐欺罪と特別関係に立つのである。

(3) 不正受還付犯と詐欺罪

これに対して、不正受還付犯の場合は、やや事情が異なる。朝山判事は、不正受還付犯には、広い意味での納税義務を免れるという性質を有する点で、その罪質には、租税ほ脱犯と共通するものがあるが、現実の金員交付をもたらすもので、国庫を実質的に侵害する侵害犯としての性質を備えている、とする。さらに、不正受還付犯の場合、不正な還付請求を受けた税務署長らが、還付の要件がないのにあると誤信し、還付の決定して、還付金（金員）が交付されるといふ構造となる⁽²⁷⁾。それゆえ、これらを前提にすれば、それを一種の二項詐欺とみることは十分可能と

され、不正受還付犯と一項詐欺とは、特別法と一般法の関係にある、と解している⁽²⁸⁾。

そして、この特別関係については、先に述べた、租税ほ脱犯が詐欺罪の特別法とされる実質的趣旨がそのまま妥当すると考えられる。すなわち、不正受還付罪についても、「偽りその他不正の行為」を構成要件とし、また、その実質的においても広い意味での納税義務を免れるという基本的性格は、租税ほ脱犯と共通のものである。この点に、納税義務を免れる不正行為について、租税法上の広義の租税ほ脱等に関する各種租税犯罪は、詐欺罪に対して特別法と一般法の関係にあると解する根拠を求めることができるのである。

(4) 租税ほ脱犯の法定刑引き上げ

しかし、従来、租税ほ脱犯の刑は、一般に五年以下の懲役（若しくは罰金、またはこれの併科）とされ、詐欺罪と比較して一様に低かった。たしかに、偽造通貨取得後知情行使罪（刑法一五二条）のように、詐欺罪より法定刑の著しく軽い特別規定は存在しうる。そして、この場合は、適法行為の期待可能性の低さに、その実質的根拠が求められる⁽²⁹⁾。

これに対し、租税ほ脱犯が詐欺罪より軽く処罰される理由については、従来、必ずしも見解は一致していなかった。(a)その根拠を期待可能性の低さに求める見解も、国税調査や徴税事務の円滑な遂行のための諸施策の存在を意味しつつ、①行為者にとつての誘惑性などに求める見解⁽³⁰⁾、②納税者にとつて財産権や個人情報秘匿に関するプライバシーを一定限度で放棄することを求める申告納税制度の趣旨に求める見解⁽³¹⁾などに分かれる。さらに、これに対して、(b)保護法益が公法上の徴税権侵害であることに求める見解⁽³²⁾、(c)租税法上の調査権限等が国に認められていることに求める見解⁽³³⁾などが対立していた。

ところが、租税ほ脱犯については、平成二二年に法定刑が大幅に引き上げられ、一般に、一〇年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するもの（たとえば、所得税法二三八条一項）とされた。この背景として、財務省の実務担当者からは、①近年、申告納税制度の根幹を揺るがしかねない巨額の脱税事件が相次いで発生していること、②近年の他の経済犯罪の法定刑を見ても、懲役刑の上限は一〇年以下とされているものが多いこと、③類型的にも類似している刑法上の詐欺罪の法定刑を見ても、懲役刑の上限は一〇年以下とされていること、④脱税の場合の課税処分の更正期限が七年以内であるところ（国税通則法七〇条五項）、改正前の法定刑を前提にすると刑事事件の公訴時効が五年に止まるなど、責任追及期間に不均衡が生じていたこと、が指摘されている。⁽³⁴⁾

この点についてみると、少なくとも不正受還付犯については、国庫に対する侵害を企図するものであり、租税ほ脱犯に比べ、一般に犯情が重いといえる。とりわけ、当初から納めていない税について不正に還付請求をするような類型⁽³⁵⁾については、詐欺罪より軽く処罰することに合理的理由はなかったといえよう。そのような意味において、平成二二年の法定刑の引き上げは、不正受還付犯についていえば、まさに一項詐欺罪の特別法として、適切な処罰を実現するための改正であった点に、重要な意義を見いだすことができよう。⁽³⁶⁾

2 証明文書の不正取得と詐欺隣接罰則

(1) 証明文書の不正取得と詐欺罪の成否

以上にみた考え方は、いわゆる証明文書の取得と詐欺罪の成否という問題にも、同様に妥当するものと考えられ

る。⁽³⁷⁾

従来の判例では、三食者外食券（最判昭和二四年五月七日・刑集三卷六号七〇六頁）、家庭用主食購入通帳（最判昭和二四年一月一七日刑集三卷二一号一八〇八頁）、硝子配給割当証明書（最判昭和二五年六月一日刑集四卷六号九〇九頁）、簡易生命保険証書（最決平成二二年三月二七日刑集五四卷三号四〇二頁）などの証明文书について、それらを欺罔手段により不正に交付を受ける行為に対し、詐欺罪の成立が認められてきた。

これに対して、旅券（最判昭和二七年二月二五日刑集六卷一一号一三八七頁）、米穀輸送証明書（福岡高判昭和三〇年五月一九日高刑集八卷四号五六八頁）、自動車運転免許証（高松地裁丸亀支判昭和三八年九月一六日下刑集五卷九一一〇号八六七頁）などについては、欺罔手段により不正に交付を受ける行為について、詐欺罪の成立は否定されている。

これらの相違は、一般に、当該証書が社会生活上重要な経済的価値・効用を有する財物であるか否かによるものとされる。⁽³⁸⁾ すなわち、たとえば、簡易生命保険証書についていえば、単なる証明文书にとどまらず、保険契約上の権利行使、義務履行に重大な関わりを持つもので、それ自体で経済的な価値効用を有する財物であると理解されている。⁽³⁹⁾ これに対して、旅券や運転免許証などについては、その不正取得によって侵害される法益は、公の証明や免許の適正な付与という国家行政上の利益であって、財産的法益ではないため、詐欺罪の成立は否定されることになるのである。⁽⁴⁰⁾

なお、欺罔手段を用いて国民健康保険被保険者証の交付を受ける行為については、従来、下級審の判断が分かれていたが、最決平成一八年八月二二日（判タ一二二七号一八四頁）は、詐欺罪の成立を認めた。健康保険被保険者証（以下、「健康保険証」とする）は、それを保健医療機関等に提示することで、その交付を受けた者が被保険者

として医療費の負担を一部免じられるなどの経済的利益を享受できるものであるから、それ自体が生活上重要な経済的価値効用を有する財物であると判断したものといえよう。⁽⁴²⁾

(2) 旅券の不正取得

ところで、旅券不正取得について、前掲最判昭和二十七年二月二五日は、刑法一五七条二項について、旅券のよ
うな資格証明書は、当該名義人が交付を受けて所持しなければ効用のないものであるから、その性質上不実記載さ
れた免状等の交付を受ける行為も当然に包含すること、同条の法定刑が一年以下の懲役または罰金でしかないとし
て、詐欺罪に対する特別法であることも、詐欺罪不成立の根拠としていた。そして、現在では、旅券法二三条が、
旅券の不正取得に関して「五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金」で処罰する旨を定めており、もっぱらこ
の規定による処罰がなされている。

この旅券法の処罰規定は、刑法一五七条二項に対しては特別関係に立つ規定ではある。しかし、詐欺罪との関係
では、旅券が一項詐欺という「財物」にはあたらないと解される以上、旅券の不正取得行為については、そもそも
詐欺罪の適用が予定されておらず、それゆえ、租税ほ脱犯の場合と同様、詐欺罪とは法条競合の関係にはないと解
されるのである。

(3) 健康保険証の不正取得

国民健康保険証の不正取得については、最決平成一八年八月二二日が詐欺罪の成立を認めるに至ったことは、先
にみたとおりである。

ところが、国民健康保険法とは異なり、健康保険法では、事業主が、正当な理由がなく、被保険者の資格の取得および喪失ならびに報酬月額および賞与額に関する事項について、届け出をせず、または虚偽の届け出をした行為には、「六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金」で処罰する旨が定められている（事業主の虚偽届出罪、同法四八条、二〇八条一号）。それゆえ、虚偽の届け出をして、不正に健康保険証の交付を受ける行為について、この規定が、「詐欺罪の適用を排除する趣旨」の特別法にあたるかが問題となりうる。

この点について、大阪高判昭和六〇年六月二六日（高刑集三八卷二号一一二頁）は、健康保険法の関連条文との関係を検討したうえ、当該行為は、単純な虚偽報告の点だけでなく、被保険者証の交付を受ける点をも含め同法の罰則にあたるとの判断を示し、詐欺罪の成立を肯定した第一審判決を破棄して、事件を差し戻した。これは、旅券の不正取得に関する前掲最判昭和二七年一月二五日を念頭においたものと考えられる。しかし、事業主の虚偽の届け出を処罰する規定が、不正の手段により健康保険証の交付を受けるものを処罰対象者に含むと解することには無理があるし、⁽⁴³⁾特別法上の罰則の有無によつて詐欺罪の成否が左右されると、違法性に実質的な差異のほとんどない、虚偽の申立てによる国民健康保険証にのみ詐欺罪の成立が認められることになり、法定刑という観点からも著しいアンバランスを生ずることになり、⁽⁴⁴⁾妥当ではない。それゆえ、先に確認したように、当該証書が社会生活上重要な経済的価値・効用を有する財物であるか否かにより、詐欺罪の成否を判断すべきである。

福岡高判平成六年六月二九日（高検速報一三八四号）は、虚偽の届け出をして健康保険証を不正に取得した行為について、健康保険証が詐欺罪の客体たる財物にあたることを確認したうえで、以上の趣旨に基づき、詐欺罪の成立を認めている。⁽⁴⁵⁾ただし、この場合の事業主の虚偽届出罪と詐欺罪との罪数関係については、特別関係ではなく、観念的競合の関係にあると考えられる。この点については、後に検討する。⁽⁴⁶⁾

四 詐欺罪の補充規定

1 鉄道営業法上の不正乗車罪

以上に対して、詐欺罪の補充規定と位置づけることに異論のみられない詐欺隣接罰則もある。その典型が、鉄道営業法の定める不正乗車罪（二九条）であり、二項詐欺罪と補充関係に立つと解されている。

大審院時代の判例であるが、大判大正五年一〇月一〇日（刑録二二輯一五三七頁）は、鉄道係員の許諾を受けないで不正乗車をする行為は、詐欺の手段に基く場合もありうるが、性質上必ずしもそういった手段によつてのみ成立すべきものではないとしたうえで、不正乗車が欺罔手段を用いて行われたのであれば二項詐欺罪が成立するもの、その際、詐欺罪と不正乗車罪とは、観念的競合の關係には立たないとした。その理由を、大審院は、詐欺罪と不正乗車罪の保護法益は同一であるが、両者には刑の軽重があることから、不正乗車罪の処罰対象行為には、詐欺罪に該当する行為は含まれない、という点に求める。また、大判大正七年六月一日（刑録二四輯七一八頁）は、不正乗車罪は、欺罔手段を用いることを構成要件とせず、欺罔手段を用いて不正乗車をした場合には二項詐欺罪が成立する、との前提から、両罪は、構成要件をまったく異にするので、特別法と普通法（一般法）の關係も有しなしいとした。そして、大判大正一二年二月一五日（刑集二卷七八頁）は、「苟も欺罔手段を施して鉄道係員を錯誤に陥れ有効の乗車券なくして乗車し因て輸送の利益を受けたるに於ては其の行為は刑法第二四六条第二項の詐欺罪を構成するものにして此の場合には欺罔手段を用い利得することを犯罪の構成要件とせざる鉄道営業法第二九条第一

号の処罰規定は其の適用なきものとす」としている。この判示は、不正乗車罪が詐欺罪の補充規定である旨を明らかにしたものと解される。

補充関係説の根拠は、一般に、不正乗車罪の立法経緯に求められる。鉄道営業法が制定されたのは旧刑法時代の明治三三（一九〇〇）年であるが、当時旧刑法の詐欺取財罪は、現行刑法の一項詐欺罪にあたる行為のみを規定していた。そのため、鉄道営業法制定当時の不正乗車罪の柱書きは、「運賃ヲ免ルルノ目的ヲ以テ左ノ所為ヲ為シタル者」とし、欺罔手段を伴い、運賃の支払いを免れる不正乗車を処罰対象とすることが意図されていた。そして、現行刑法で二項詐欺が規定されたという経緯があるために、不正乗車罪は、その意味で、二項詐欺罪の補充規定としての性格を有する、とされているのである。⁽⁴⁷⁾

2 「ただし、刑法に正条があるときは、刑法による」——従来の見解

また、生活保護法八五条や国民年金法二二一条など、社会保障法の領域の不正受給罪の規定では、通例、「ただし、刑法に正条があるときは、刑法による」とするただし書が規定されている。⁽⁴⁸⁾

社会保障法分野において不正受給罪をはじめ規定したのは、昭和四（一九二九）年に制定された救護法であったとされる。⁽⁴⁹⁾ その際には、このようなただし書は置かれておらず、立法者は、不正受給罪は詐欺罪とは特別関係に立つと説明していた。⁽⁵⁰⁾ ところが、その後、当時の実務的な扱いを立法化する形で、「但し、刑法に正条があるときは、刑法による」とする規定が、統制経済法の分野に属する食料緊急措置令（昭和二二年二月一七日緊急勅令八六号）一〇条（不正受配罪）で置かれるようになる。⁽⁵¹⁾ そして、この考え方が、社会保障法の分野にも広がり、災害救

助法や現行生活保護法で規定されるようになった。⁽⁵²⁾そして、学説では、以上のような規定形式を根拠に、詐欺罪が成立しない場合にのみ不正受給罪が成立すると捉える補充関係説が通説となつているといえる。⁽⁵³⁾

そして、下級審判例でもこの趣旨を示したものがある。生活保護法上の不正受保護罪（同法八五条）に関して、高松高判昭和四六年九月九日（刑月三卷九号一一三〇頁）は、「但し、刑法に正条があるときは、刑法による」旨の但書のなかつた旧生活保護法（昭和二年法律第一七号）四一条では、当該「罰則が刑法の特別規定か、刑法五四条一項前段の一所為数罪の規定の適用があるか疑問のあるところより、現行法においては但書による明示規定がおかれたものと解せられるので、本件の如く不正の申請が詐欺罪（同末遂罪を含め）を構成すると認定できる場合には刑法詐欺罪の規定が適用される」として、このようなただし書が置かれたことにより、少なくとも、生活保護法の不正受給罪が詐欺罪の特別規定であることを否定する趣旨であると解している。また、東京高判昭和四九年一二月三日（高刑集二七卷七号六八七頁）⁽⁵⁴⁾も、「不正受給行為について刑法の詐欺罪の適用を排除するのであれば、不正受給行為の大部分が外形上刑法の詐欺罪に該当することが予測される以上、（生活保護法八五）条但書においては特に刑法の詐欺罪の適用を排除する趣旨を明文にうたった筈であり、そのようなことわり書きがない以上、不正受給行為が刑法の詐欺罪の構成要件に該当する場合には同条但書により刑法の詐欺罪に関する二四六条の規定が優先して適用される」として詐欺罪の成立を肯定した原審判断を、「たしかに本件は同時に生活保護法八五条本文にも触れるものと認められる。しかし同条但書は、刑法に正条があるときは刑法によつて処罰する旨明確に規定しているから、本件につき詐欺罪を適用した点に違法はない」として是認している。

しかしながら、以上のような通説たる補充関係説に対しては、疑問の余地がある。この点について、後に改めて論ずることにしたい。⁽⁵⁵⁾

五 観念的競合

1 特定商取引法における不正勧誘罪

以上に対して、詐欺罪と観念的競合の関係に立つと理解されている詐欺隣接罰則もある。その一例として、特定商取引法に規定されている連鎖販売取引の不正勧誘罪についてみてみることにしよう⁽⁵⁶⁾。

連鎖販売取引（マルチレベル・マーケティング…いわゆる「マルチ商法」）は、現在、特定商取引法の規制対象になっている。ただし、周知のように、連鎖販売取引の規制にあたっては、そういったマルチ商法自体を違法なものとして禁止するのではなく、一応、その存在を肯認しつつ、外形的な行為規制と民事的救済の側面から、取引の公正と被害の防止を図るという規制方法がとられている⁽⁵⁷⁾。そして、連鎖販売取引への勧誘の際に、当該連鎖販売業に関する重要な事項についての事実不告知や不実告知を伴う勧誘行為（以下、「不正な勧誘」とする）⁽⁵⁸⁾が、刑事規制の対象となっているが、これは同時に、詐欺罪にいう欺罔行為との関係が問題となりうる。

連鎖販売業に関する重要事項は、契約締結の際の意思決定に影響を及ぼすものである。したがって、不正な勧誘が行われ、その結果、連鎖取引販売契約が締結され、勧誘の相手方たる契約者において、その契約に基づく資金交付等の財物の交付がなされるという図式が成立する。そのため、不正な勧誘が欺罔行為にあたり、それによる錯誤に基づき財物の交付等へとつながるのであれば、詐欺（未遂）罪の成立する場合も多いと考えられる。

もっとも、このような不正な勧誘については、その虚偽性を看破しながらも一攫千金を夢みて取引に応ずる者が

出るなど、必ずしも詐欺罪の立証・認定が容易でない場合が予想され、その場合に、特定商取引法の不正勧誘罪が詐欺罪の補完的機能を果たすことがありうることが指摘されている。⁽⁵⁹⁾ このように考えると、不正勧誘罪は、詐欺罪とは補充関係に立つという解釈につながりうるように、一見すると思われる。しかし、通説は、観念的競合の⁽⁶⁰⁾関係に立つと解している。⁽⁶¹⁾ その根拠は、不正勧誘罪は、あくまで連鎖販売取引の公正を保護法益とする抽象的危険犯であって、財産を保護法益とする侵害犯たる詐欺罪とは、その罪質を異にするという点に求められている。⁽⁶²⁾

2 犯罪収益移転防止法上の通帳譲渡罪

最判平成一九年七月一七日（刑集六一卷五号五二一頁）は、第三者に譲渡する目的を秘して自己名義の預金通帳等を入力する行為について、本人確認法〔当時・現在の犯罪収益移転防止法〕の本人特定事項隠蔽罪規定施行後の行為についても、詐欺罪の成立を認めた。先にみたように、本人特定事項隠蔽罪や通帳譲渡罪は社会的法益を侵害する行為であるのに対し、通帳という財物の交付を受ける行為は、個人的法益を侵害する行為である。そのため、判例は、両罪に関して、いわゆる「住み分け」論は採用しなかったものと考えられる。

以上を前提にした場合、第三者に譲渡する意図を秘して通帳の交付を受け、その後第三者に譲渡する行為について、犯罪収益移転防止法上の罪と詐欺罪とは、それぞれ保護法益を異にする以上、観念的競合の⁽⁶³⁾関係に立つと解するのが自然であることになろう。

3 健康保険法上の事業主の虚偽届出罪

この趣旨は、先にみた健康保険法上の事業主の虚偽届出罪と詐欺罪についても、同様にあてはまると考える余地もある。

たとえば、係員を欺いて不正に健康保険証の交付を受ける意図で虚偽の届け出をした段階では、虚偽届出罪と同時に、理論的には詐欺未遂罪の成立も認めうる。ところが、前掲福岡高判平成六年六月二十九日は、虚偽届出罪について、健康保険事業の円滑適正化を図るため事業主に課せられた報告義務を履行あらしめるための処罰規定にすぎない、としている。この判示は、同罪を、国家的法益を侵害するものと捉えているものといえよう。そして、そのうえで、前述の理由に加えて、⁶⁴⁾「刑法に正条があるときは、刑法による」旨の規定が虚偽届出罪にないことをも根拠に、「欺罔手段によつて被保険者証の交付を受けた場合について、刑法二四六条一項によつて処罰することを予定している」した。これは、実質的には、両罪の関係を観念的競合としてとらえている判示であるように思われる。このような理解は、詐欺罪と旅券法との罪数関係に關するそれとは異なるものである。その相違の実質的根拠は、取得する証明文書の性質の相違と、法定刑の相違とに求めることができよう。

六 立法趣旨と罪質の解釈

1 詐欺罪と補助金等不正受交付罪

(1) 詐欺罪と不正受交付罪の関係に関する判例の展開

国家的法益に対する詐欺的行為を処罰する規定は、租税犯罪以外にも多数存在する。ところが、それらの罰則規定のすべてについても、租税犯罪と詐欺罪との関係に関する理解がそのまま妥当するといえるかについては、疑問が生ずる。それが顕著に現れているのが、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」旨の、補助金等適正化法上の補助金等不正受交付罪（同法二九条）である。

補助金等適正化法が制定される以前の判例では、欺罔行為により補助金の不正な交付を受ける行為について詐欺罪の成立が認められてきた。⁽⁶⁵⁾

そして、昭和三〇年の同法制定後の下級審判例である秋田地判昭和三九年五月一三日（下刑集六卷五二六号六五五頁）は、補助金等不正受交付罪は、その構成要件に刑法上の詐欺罪の構成要件を包摂し、同罪に対する特別規定となつている旨を明示した。

ところがその後、最高裁は、最決昭和四一年二月三日（判時四三八号六頁）において、これとは異なる見解を示す。本件は、不実の申告により国庫補助金の交付を不正に受けたという事案であるが、当該行為の共謀時点では、

補助金等適正化法は施行されておらず、共謀内容を実行した時点では同法が施行されていたという事情があった。最高裁は、当該共謀のみに関与した被告人について、「犯人側の為した行為自体は同一であり、相手方のこれに対応する態度の如何を構成要件の中に包含する罪とこれを構成要件としない罪とがある場合、検察官は立証の有無難易等の点を考慮し或は訴因を前者とし或はこれを後者の罪として起訴することあるべく、本件については後者の起訴をしたまでである」として、起訴にかかる補助金等不正受交付罪の成立を認めたのである。

これは、補助金等の交付を不正に受ける行為について、詐欺罪と不正受交付罪の両者が成立する場合、検察官はその訴追裁量の問題としていずれの犯罪によっても起訴できるとする見解であつて、特別関係説からは説明が困難な判示である。

その後、徳島地判平成一五年一月一六日 (LEXIDB: 28085370) は、国立大学医学部教授であつた被告人が、概算払いを受けた厚生科学研究費補助金の余剰金の返還を不正に免れたという事案に関して、弁護人は、「補助金等適正化法」は、二九条において補助金等の不正受領と不正交付を処罰し、三〇条において交付された補助金等の用途外使用を処罰しているが、本件のように実績報告において虚偽の報告をし、交付を受けた補助金等の返還を免れた場合を処罰していないところ、補助金等適正化法二九条一項は詐欺罪の特別法として規定されていることから、本件のようないわゆる『二項詐欺』に当たる場合を処罰しない趣旨である」と主張した。しかし、徳島地裁は、「補助金等適正化法二九条一項の罰則規定と刑法の詐欺罪とはその趣旨・要件・効果を異にし、両者は併存すべきものと解するのが相当であるから、詐欺により補助金の返還を免れる行為については、補助金等適正化法の罰則規定の構成要件に当たらないことをもって、刑法上の詐欺利得罪の成立が排除されるものではない」として、特別関係説を明確に否定しているのである。

(2) 罪数関係に関する見解の対立

補助金等不正受交付罪と詐欺罪との罪数関係については、学説でも見解の相違がみられる。

補助金等適正化法の立案当局者は、同法制定時に、補助金等不正受交付罪（同法二九条）は詐欺罪の特別法であると説明していた。すなわち、同罪の「予定する犯罪定型は、補助金等に関して刑法詐欺罪の予定する定型を完全に包摂しており、又本条第一項において刑法詐欺罪より拡大された部分も、国家の財産的法益を主として保護法益とする意味において、詐欺罪の構成要件を量的に拡大したものであって、本条は補助金等の特殊性に鑑み刑法詐欺罪の特別規定を設けたものである」⁽⁶⁶⁾（傍点原文）とし、また、他の詐欺隣接罰則にしばしまられる「刑法に正法があるときは、刑法による」とする但書がないときは、特別法として当該法規の罰則規定の優先適用をみるはずである⁽⁶⁷⁾、などとしていた。この特別関係説は、実務担当者の間では、現在でも通説になっている⁽⁶⁸⁾。

これに対し、補充関係説も主張されている。同説は、その根拠として、詐欺罪と不正受交付罪とは、その保護法益や要件・効果等を異にし、「国側の担当者もおおむね不正を承知で補助金を交付した」旨の被疑者の弁解を容易に排除できず、しかも、交付された補助金が個人的用途に費消されていないなど、詐欺罪による立証が困難で起訴を断念せざるを得ないような事案が少なからずみられたことに対処するため、詐欺罪とは別の規定を設けて、その立証の困難性を解決することを目的としていたという立法当時の事情をも考慮すれば、「虚偽の実績報告を提出するなどの欺罔手段によって国を錯誤に陥れて補助金の返還を免れた行為が認められるような事案について、法がわざわざ補助金等適正化法を設けて詐欺罪による処罰を完全に排斥したと解さなければならぬ」というのは「かにも不合理」であり、詐欺罪にあたらぬ行為をも捕捉していることなどを挙げる⁽⁶⁹⁾。

しかしながら、前述の最高裁昭和四一年判決は、不正受交付罪と詐欺罪の両要件が充たされている場合に、「検

察官は、詐欺罪で起訴することも可能であるし、立証の容易さ、両罰規定の適用、罰金刑の存在等々を考慮して、不正受交付罪で起訴することも可能である」としていた。この判示は、特別関係説はもとより、補充関係説からも説明が困難であるといわざるを得ない。

(3) 若干の検討

すでにみたように、補助金等不正受交付罪では、いわば一項詐欺にあたる類型のみが規定され、補助金の返還を不正に免れるなど、徳島地裁平成一五年判決で問題となったような二項詐欺にあたる類型は規定されていない。また、未遂処罰規定もない。

以上のような規定状況をどのように理解するかについては、複数の解釈が可能である。一方では、これらの行為類型をあえて不処罰とすることが、補助金等適正化法が不正受交付罪を設けた立法趣旨だと考えることも、たしかに論理的には十分に可能ではある。しかし、現実には、公金である補助金について、不正に返還を免れる行為の当罰性は否定しえない。さらには、補助金等が国民の信託にかかる貴重な公金であるという厳粛な事実を留意すれば、補助金等の不当な交付・使用は、厳しく規制されるべきであり、「それらの行為が反社会的、反公益的行為たるゆえんを鮮明しておく必要」があるとして、処罰規定を設けたとする立法趣旨⁽⁷⁾からすれば、それを不処罰とすることにも合理性がない。

それゆえ、二項詐欺的な処罰規定が設けられていないのは、「債務免脱」型が中心類型である租税ほ脱犯とは異なり、補助金等に関しては、①不正に補助金等（財物）の交付を受ける行為、すなわち、一項詐欺類型が主要類型であり、「債務免脱」型の行為態様が少ない、そのために、②二項詐欺罪以外に、あえて独自の処罰規定を設けて

規範的メッセージを発する必要性が少ない、という点に求めるべきである。そうであれば、補助金等に関する「債務免脱」に関しては、なお二項詐欺罪としての当罰性は否定する趣旨ではないと解することに合理性を認めうる。そうだとすれば、補助金等適正化法上の罰則規定が、詐欺罪などに対して特別法と一般法の関係に立つと位置づけべき実質的根拠もまた、存しないように思われる。

また、補充関係説にも疑問がある。不正受交付罪の法定刑は五年以下の懲役（もしくは罰金、またはその併科）であり、一〇年以下の懲役を法定する詐欺罪の成立が認められない場合のみ、不正受交付罪の成立が認められるとする補充規定説は、それなりの理由があるように思われる。

しかし、下級審判例であるが、同一の牛肉在庫緊急保管対策事業などを悪用して、同事業の対象外の牛肉を上乗せして補助金交付を申請した事案にかかる大阪地判平成一七年五月二七日（判時一九一八号一二六頁）および大阪地判平成一七年五月二七日（判時一九一八号一二六頁）は、当該一連の事態において、一つの申請に対して一括して金員が支払われたとしても、それぞれ、事業の実施主体の相違または反対給付を受けないで交付する給付金（補助金等適正化法にいう「補助金等」などの定義・同法二条参照）にはあたらぬ部分について、不正に交付された金員全額について詐欺罪の成立を認めつつ（全額説）、それ以外の「補助金等」に該当する金員に関しては、金額が可分であり、不正に上乗せした部分についてのみ、不正受交付罪の成立を認めている（差額説⁷²）。

これらの事案では、補助金等不正受交付罪の構成要件を充足する部分については、同罪の成立を肯定し、充足されない部分について、詐欺罪の成否を検討し、その構成要件充足性を肯定して、詐欺罪の成立が認められている。しかしながら、①補充関係説によるならば、むしろ、全体について、先に詐欺罪の成否を検討すべきことになるように思われる。さらに、②補助金等不正受交付罪について、不当な受給にかかる部分と可分であるかぎり、正当な

受給にかかる部分に同罪が成立しない（差額説）という解釈は、同罪の保護法益を、国の財産の不当な減少に求める立法趣旨からの帰結である。個別財産喪失説を前提に、欺罔手段に基づき交付を受けた全額について成立が認められる（全額説）詐欺罪とは、保護法益に相違が存することをも勘案すれば、補充関係説にも、必ずしも十分な合理性は認められないように思われる。

さらには、くり返しになるが、不正受交付罪と詐欺罪の両要件が充たされている場合に、「検察官は、詐欺罪で起訴することも可能であるし、立証の容易さ、両罰規定の適用、罰金刑の存在等々を考慮して、不正受交付罪で起訴することも可能である」とする最高裁昭和四一年判決の判示は、特別関係説からも、補充関係説からも、説明は困難である。そこで、両罪の関係を、業務上横領罪と背任罪の場合と同様に考えて法条競合の択一関係にあるとするか、不正受交付罪に国家的法益侵害の側面があることを考慮して（観念的競合類似の）包括一罪ないし観念的競合と解することも考えられなくはないとする有力な指摘もある。⁽⁷³⁾

2 社会保障法における不正受給罪

以上に対し、「ただし、刑法に正条があるときは、刑法による」旨のただし書きが規定されているのが通例である社会保障法分野の各種不正受給罪（たとえば、生活保護法八五条、国民年金法一一一条）に関しては、その規定形式を根拠に、詐欺罪が成立しない場合にのみ成立するとする補充関係説が、従来の通説となってきた。⁽⁷⁴⁾

しかしながら、これらの不正受給罪の成立範囲に関しても、補助金等不正受交付罪と同様、「差額説」が、少なくとも判例の見解ではないかと推測される。⁽⁷⁵⁾これに対し、さきにもたように、欺罔手段により給付等を不正に受給

した場合、現在の判例・通説である個別財産喪失説からすれば、受給したものの一部に正当に受給できる部分があるとしても、それを含めた全部について詐欺罪の成立が認められる。そうであるとすると、不正受給罪等の構成要件が、一般に詐欺罪のそれより緩和されている部分があるとしても、成立範囲に関する差額説を前提とするかぎり、同罪が詐欺罪を完全に包摂する関係にはないことになる。詐欺罪と不正受給罪とに保護法益の相違が存することも併せ考えるならば、両罪の関係を通常の補充関係と解するのは、必ずしも自明のこととはいえないように思われる⁽⁷⁶⁾。

たしかに、条文の規定形式からすれば、補充関係説は自然な解釈であるかもしれない。しかしながら、先に補助金等適正化法の不正受給罪について検討したように、規定形式の形式的考察のみで罪数関係が定まるわけではなく、立法経緯、処罰の趣旨、保護法益、行為態様などに関する実質的な考察に基いた検討が必要である。社会保障上の不正受給罪に関しても、その処罰規定の意義については、補助金等適正化法におけるそれと本質的に相違するものではないと考えられる⁽⁷⁷⁾。そうであれば、この場合にも補助金等適正化法上の不正受交付罪と詐欺罪との罪数関係に関するのと、ほぼ同様の考え方が妥当するように思われる。

七 若干のまとめと検討

1 犯罪類型ごとの整理

以上において、詐欺罪と詐欺隣接罰則との罪数関係を縷々検討してきた。ここで、これまで検討の対象にしてきた罰則規定について、その結果をまとめることにしよう。

まず、①詐欺罪との類似性は認められるものの、理論的には詐欺罪と競合関係には立たないと解される類型がある。たとえば、租税ほ脱犯は、原則として、二項詐欺で予定されていない行為を「処分行為」が観念できない行為類型を対象とするのであり、二項詐欺罪の適用が理論上予定されていない行為を処罰対象としている（したがって、本来的な法条競合の特別関係にあるわけではない）。また、旅券法上の旅券の不正取得罪は、旅券が、一項詐欺の客体たる財物にはあたらないため、やはり詐欺罪での処罰が予定されない行為を処罰対象としている。

これに対して、②本来的に法条競合の特別関係となるのが、租税法上の不正受還付罪である。

また、③法条競合の補充関係にあると認められるものが、鉄道営業法の不正乗車罪であるということができよう。さらに、一般的に④観念的競合の関係に立つと考えられるのが、特定商取引法上の不正勧誘罪、犯罪収益移転防止法の本人特定事項隠蔽罪・通帳譲渡罪、健康保険法上の虚偽届出罪である。

以上の帰結は、いずれも、条文の規定形式だけでなく、当該罰則が制定されたその経緯や目的、その罪質、保護法益、行為態様、客体、結果、法定刑などを総合的に考察した結果から導かれるものである。換言すれば、一罪性の基準に関する現在の通説である構成要件標準説の趣旨を、具体化した判断であるといえる。

2 若干の検討

(1) 法条競合・包括一罪の観念の整理の必要性

しかしながら、以上のような詐欺罪と詐欺隣接罰則との複雑で多様な関係を前提にすると、従来の罪数論そのものに関しても、再検討の必要な部分が生じているように思われる。その具体的な一例として、補助金等不正受交付

罪と詐欺罪との関係について、再度みてみることにしよう。

すでにみたように、両罪の関係について、法条競合の特別関係説と補充関係説は、いずれも妥当とはいえない。そして、補助金等不正交付罪の保護法益に国の補助金行政の円滑という国家的法益が含まれることを強調すれば、詐欺罪とは観念的競合の関係に立つと解することも可能ではある。しかしながら、科刑上一罪の刑の軽重の判断方法について、最近になって有力になってくる統一処断刑形成説⁽⁷⁸⁾によれば、常に重い刑が科せられてしまうこととの関係で、問題が残るとの指摘がある⁽⁷⁹⁾。

そこで、観念的競合類似の包括一罪⁽⁸⁰⁾と考える余地もないではない。しかしながら、包括一罪の場合、通常は一方の罪が他方の罪の違法性（法益侵害）を評価し尽くしていることが必要となる。そうだとすれば、補助金等不正交付罪と詐欺罪との関係については、このような見解が妥当するとはいえないであろう。

佐伯仁志教授は、一定の留保をされつつも、両罪の関係について、法条競合の択一関係説を採用される⁽⁸¹⁾。ただし、従来、択一関係については、一個の行為に、同時に適用されるようにみえる数個の構成要件が、相互に両立しえない関係に立つ場合とされ、厳密には、「各法条自体が競合しているわけではない」とする見解も有力であった⁽⁸²⁾。しかしながら、一般に択一関係の例とされることの多い（業務上）横領罪と背任罪については、両罪が重なり合う部分も存在すると解される⁽⁸³⁾。そして、立証の難易や情状なども考慮したうえで、検察官の裁量により、いずれかで起訴することが認められてきたようにも思われる⁽⁸⁴⁾。

そうであるならば、国家的法益に対する罪（補助金等不正交付罪）と個人的法益に対する罪という、本来的には保護法益を異にする犯罪間においても、その一方（詐欺罪）が国家的法益に向けられている場合があるのであれば、その限りにおいて、両罪の一部に重なり合いのある択一関係を観念し、両罪をそのような関係に立つと解する

可能性もありうるように思われる。択一関係概念の再検討も含め、なお、今後の検討課題としたい。

(2) 特別刑法整備の必要性

さらに、詐欺隣接罰則については、その現状を考えた場合、整備を図る必要性が認められる部分が多いように思われる。

その一例として挙げられるのが、鉄道営業法上の不正乗車罪である。不正乗車の代表例ともいえるキセル乗車をめぐる詐欺罪の解釈に関する論争は、詐欺隣接罰則の不備に起因する問題の典型といえよう。すなわち、周知のように、キセル乗車への詐欺罪の適用には、理論的な難点があることは認めざるをえない。しかし、判例および多数説が、それにもかかわらず詐欺罪の成立を認めてきた背景には、鉄道営業法の不正乗車罪の法定刑があまりにも軽すぎ、詐欺罪の「補充規定」としての機能を事実上果たしてない、という背景事情のあることは否定できないといわざるをえない。

そのような観点からすると、平成二二年の租税犯罪の罰則引き上げは、とりわけ、一項詐欺に対する特別関係としての不正受還付犯について、妥当な帰結をもたらすことになったと評価できる⁽⁸⁶⁾。そのことを踏まえれば、補助金等適正化法や、社会保障法上の各種不正受給罪についても、詐欺罪と択一関係にあるとの理解を前提にしたとしても、それぞれ懲役五年以下ないしは懲役三年以下などと規定されている現在の法定刑に、どのような合理的根拠があるのか、必ずしも明らかにされているとはいえない⁽⁸⁶⁾。

この領域において、詐欺罪の成立に積極的な判例が目立つのも、本来であれば、特別刑法における罰則規定によって対応すべき事態を処罰対象に、それに詐欺罪を適用する解釈をしているものと考えられる⁽⁸⁷⁾。たしかに、そうい

った事象に詐欺罪の適用を認めることに理論的に致命的な問題点があるわけではない。しかしながら、各法領域に固有の処罰事由・当罰性については、当該法領域の罰則（特別刑法）として評価するのが妥当な場合も多いはずである。たしかに、詐欺罪における欺罔行為や客体（財物性・財産上の利益性）については、もともと解釈の余地があり、これらの法領域における不正行為に詐欺罪の成立を認めることに理論的に困難があるわけではないであろう⁽⁸⁸⁾。だからといって、そういった場合に常に適用される、いわば「オールラウンド・プレイヤー」として詐欺罪をとらえることには、疑問の余地も残る⁽⁸⁹⁾。

やはり、特別刑法における罰則規定については、その機能や当罰性の観点から整備することが求められているといわざるをえない。そして、それが罪数論の整理にとつての、不可欠な前提であるとも考えられる。

結 語

本稿では、かなりの紙数を費やしたが、結局、詐欺罪の、詐欺隣接罰則との罪数関係という、限られた領域について、しかもその一部についてしか検討を加えることができなかった。さらにそもそも、詐欺罪に限っても、寄付金詐欺に関して包括一罪を認めた近時の判例⁽⁹⁰⁾など、重要な検討課題が生じている。まして、犯罪全体に及ぶ罪数論全般からすれば、そのごく一端を検討したものにすぎない。本稿をもって、今後さらなる検討をするための、いわば一里塚としたい。

(1) 近時の詐欺罪に関する最高裁判例の動向を検討した論稿は多数にのぼるが、さしあたり、上掲一高「詐欺罪の課題と最

近の最高裁判例「刑事法ジャーナル」一三号（二〇〇八年）六一頁以下、木村光江「詐欺罪における損害概念と処罰範囲の変化」法曹時報六〇巻四号（二〇〇八年）三頁、橋爪隆「詐欺罪成立の限界について」『植村立郎判事退官記念論文集第一巻』（二〇一一年）一七五頁など。

- (2) それを反映した判例として、たとえば、最決平成四年二月一八日刑集四六巻二号一頁。
- (3) 最決平成一四年一〇月二二日刑集五六巻八号六七〇頁。
- (4) 最決平成一九年七月一七日刑集六一巻五号五二二頁。
- (5) 最決平成二二年七月二九日刑集六四巻五号八二九頁。
- (6) 木村光江「イギリス二〇〇六年詐欺罪法と詐欺罪処罰の変化」研修七六九号（二〇一二年）三頁。
- (7) 最決平成一三年七月一九日刑集五五巻五号三七一頁、最決平成一九年七月一〇日刑集六一巻五号四〇五頁など。
- (8) また、この補助金等不正交付罪類似の犯罪として、政党助成法四三条の政党助成金不正交付罪もある。
- (9) 前田巖「判比」『最高裁判所判例解説刑事編平成一九年度』（二〇一一年）三二七頁。
- (10) 神山敏雄ほか編『新経済刑法入門』（二〇〇八年）一六頁以下（斉藤豊治）参照。
- (11) 平野龍一ほか編『注解特別刑法第四巻経済編Ⅱ（第二版）』（一九九一年）一四頁（小野昌延）、経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法（平成二二年改正版）』（二〇一〇年）頁。なお、詐欺罪との関係について大判昭和八年二月一五日（刑集一二巻一二六頁）。
- (12) 消費者庁取引・物価対策課Ⅱ経済産業省商務情報政策局消費経済政策課編『特定商取引に関する法律の解説（平成二二年版）』（二〇一〇年）七〇頁参照。
- (13) 同様の規定は、実用新案法五七条、意匠法七〇条、商標法七九条などにみられる。
- (14) 伊藤榮樹ほか編『注釈特別刑法第五巻経済法編Ⅱ』（一九八四年）一八〇頁（原田國男）。ただし、ここでいう欺罔には、積極的な作為に限るべきであるとする見解も有力に主張されている。平野龍一ほか編『注解特別刑法第四巻経済編（第二版）』（一九九一年）七一頁（石川惣太郎）。なお、原田・前掲一八二頁参照。
- (15) なお、生活保護法上の不正受給罪は、「不実の申請その他不正な手段」を実行行為の一部として規定している。
- (16) ここにいう「不正な手段」と「不正な行為」とは、同義であると思われる。原田・前掲注（14）論文一八〇頁参照。
- (17) 以上について、拙稿「不正受給罪と詐欺罪―補助金・給付金等の不正取得に関する処罰規定の意義―」法学会雑誌五二巻二号（二〇一二年）一〇五頁以下および一六頁以下。
- (18) 団藤重光『刑法綱要各論（第三版）』（一九九〇年）六〇七頁、団藤重光責任編集『注釈刑法（6）』（一九六六年）一六六

頁〔福田平〕。さらに、大塚仁『刑法各論上巻〔改訂版〕』(年) 四八八頁。

(19) たとえば、泉二新熊『日本系法論各論〔四二版〕』(一九三二年) 七九一頁は、租税公課を徴収する公法上の権利を害するにとどまり、財産権の侵害ではない、とする。学説の詳細に関しては、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第一三巻〔第二版〕』(二〇〇〇年) 八頁〔高橋省吾〕参照。

(20) 芝原邦爾『経済刑法研究(下)』(二〇〇五年) 八六八頁など。

(21) 朝山芳史「租税ほ脱犯の罪質について―詐欺罪との比較を中心として―」『植村立郎判事退官記念論文集第一巻』(二〇〇一年) 二〇三頁。

(22) 朝山・前掲注(21) 論文二〇七頁。

(23) これは、従来から指摘されていた点でもある。牧野英一『刑法各論下巻〔増補版〕』(一九五四年) 七二五頁、小島建彦『直税法違反事件の研究(司法研究報告書一四輯二号)』(一九七九年) 四八頁、藤永幸治『判批』研修三四三号(一九七七年) 六〇頁。なお、判例でも、その趣旨が認められていると解することもできる。すなわち、前掲の大判明治四四年五月二五日(刑録一七輯九五九頁)は、虚偽の価格を申告して登録税を免脱した行為について、登記官吏に職権で価格調査をして課税する権限があることを理由に、二項詐欺罪の成立を否定していた。さらに、略式命令謄本の罰金額の記載を改ざんして検察庁罰金等徴収係事務官に提出し、罰金額の納付の一部を免れようとした行為について、徴収係員が、必ず徴収金原票によりその罰金額を確認し、納付金が罰金額に満たない等の場合は調査等することが手続上要請されている現行の取扱いを前提にすれば、このような「欺罔的手段をもっては、徴収係員等をして未だ錯誤に陥れ、よって罰金差額の納付を免れることは予想することができない」として、二項詐欺罪の成立を否定した水戸地判昭和四二年六月六日(下刑集九巻六号八三六頁)も参照。

(24) 朝山・前掲注(21) 論文二〇九頁以下。

(25) 同右二一五頁。

(26) それゆえ、欺罔手段により罰金の支払いを免脱した行為にも、同じ理由から詐欺罪が成立しないことになる。水戸地判昭和四二年六月六日(下刑集九巻六号八三六頁)。

(27) 小島・前掲注(23) 書三頁参照。

(28) 朝山・前掲注(21) 論文二一九頁。

(29) 団藤重光『刑法綱要各論〔第三版〕』(一九九〇年) 二五五頁など。

(30) 前田雅英『刑法各論講義〔第五版〕』(二〇一一年) 三五四頁。

- (31) 朝山・前掲注(21) 論文二一六頁。
- (32) 中森喜彦『刑法各論(第三版)』(二〇一一年)一一八頁、佐伯仁志「詐欺罪の理論的構造」山口厚ほか『理論刑法学の最新線Ⅱ』(二〇〇六年)一〇〇頁。
- (33) 山口厚「詐欺罪の理論的構造・コメント①」同ほか『理論刑法学の最新線Ⅱ』(二〇〇六年)一三六頁。
- (34) 大柳久幸Ⅱ金澤節男「租税罰則・国税通則・国税徴収関係の改正」財務省『平成二二年度税制改正の解説』六二五頁
(http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2010/explanation/PDF/16_P621_644.pdf)。
- (35) 朝山・前掲注(21) 論文二一〇頁参照。
- (36) 同右。これに対して、租税ほ脱犯について、法定刑の引き上げがなされた点をどのように評価するかは、やや難しい側面もある。脱税額の巨額化には罰金で対処しうることなどを理由に、懲役刑の引き上げに疑問を呈する見解もある(神山ほか編・前掲注(10) 書三〇四頁(浅田和茂))。これに対して、朝山・前掲注(21) 論文二一八頁は、財務省の実務担当者との説明にあるような、申告納税制度の根幹を揺るがしかねない巨額の脱税事件が相次いでいる点などにおいて、侵害犯と同等の処罰が要請されていることに、その意義を求めている。また、この問題を考えるにあたっては、「租税ほ脱犯の実質犯化」という現象も勘案する必要がある。この点につき、板倉宏『租税刑法の基本問題(増補版)』(一九六五年)二七頁以下、小島・前掲注(23) 書一三頁以下など参照。
- (37) この問題に関しても多く論稿があるが、さしあたり、伊藤渉「健康保険証の不正取得と詐欺罪」東洋法学三八巻二号(一九九五年)二四九頁以下、同「公法上の財産をめぐる不正行為に対する詐欺罪の適用」『中山研一先生古稀祝賀論文集第二巻軽罪と刑法』(一九九七年、佐伯・前掲注(32) 論文一三三頁、山口厚「文書の不正取得と詐欺罪の成否」『新判例から見た刑法(第二版)』(二〇〇八年)二一八頁など。
- (38) 拙稿「詐欺罪の機能と損害概念」研修七三八号(二〇〇九年)六頁。
- (39) 飯田喜信「判批」『最高裁判所判例解説刑事編平成二二年度』(二〇〇三年)一〇五頁。
- (40) 平野龍一「刑法各論の諸問題9」法学セミナー二二二号(一九七三年)九七頁、高橋・前掲注(19) 論文九頁など。
- (41) 詐欺罪の成立を認めたものとして、大阪高判昭和五九年五月二三日高刑集三七巻二号三二八頁、否定したものとして名古屋地判昭和五四年四月二七日(刑月一 一巻四号三五八頁)。
- (42) 判例タイムズ二二七号一八五頁のコメント。
- (43) 判例タイムズ二二七号一八四頁のコメント。
- (44) 高橋・前掲注(19) 論文一頁。

- (45) 本件の評釈として、岩井修二「判批」警察学論集四八巻三号（一九九五年）一九九頁がある。
- (46) 後掲一三二頁。
- (47) 以上について、平野龍一ほか編『注解特別刑法第二巻交通編②』（一九八三年）三四頁（原田國男）、伊藤榮樹ほか『注釈特別刑法第六巻Ⅱ交通法・通信法編〔新版〕』（一九九一年）一五頁（伊藤榮樹Ⅱ河上和雄）。
- (48) 拙稿・前掲注（17）論文二一九頁。
- (49) 小川政亮「保護受給者に対する刑事弾圧」『福祉国家』への接近―仁井田陞博士追悼論文集第三巻―日本法とアジア（一九七〇年）三九七頁以下。
- (50) 山崎巖『救貧法制要義』（一九三二年）二九六頁。
- (51) 同令一〇条は、前段で「主要食糧……ノ配給ニ関シ不実ノ申告ヲ為シ其ノ他不正ノ手段ニ依リ主要食糧ノ配給ヲ受ケ又ハ他人ヲシテ受ケシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス」とし、後段で「其ノ刑法ニ正条アルモノハ刑法ニ依ル」と規定していた。食料対策は、戦後混乱期の物資緊急対策の中でもっとも活発におこなわれた措置であり、この食料緊急措置令により、主要食糧の供出過怠者に対して強権の発動を認めるなどしつつ、さらに、不正手段によって配給を受けた者らを断固処罰することを定めた、とされている。我妻栄『経済再建と統制立法』（一九四八年）一三九頁。
- (52) 以上について、小田中聡樹「公的扶助・福祉と刑法―生活保護費不正受給処罰を中心に」小川政亮編『社会福祉と諸科学第四巻―扶助と福祉の法学』（一九七八年）二六七頁。
- (53) 生活保護法の不正受保護罪（同法八五条）に關して、立案当局者は、生活保護法において「最も多く予想されるところの違法な行為であつて、刑法各本条によつては処断することができないものについて、これを行政犯として刑罰を課することを規定したものである」とし、同条ただし書の規定について、「行政罰が刑事罰の拡張補完的意義をもつものであることが明瞭にされている」との位置づけている。小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』（一九五〇年）四五二頁および四五四頁。また、喜多村悦史『国民年金法（全訂社会保障関係法2）』（一九八三年）二六五頁。さらに、たとえば、藤木英雄『刑法講義総論』（一九七五年）三四二頁は、補充関係の具体例として、詐欺罪と生活保護法八五条の保護不正受給罪・児童扶養手当法三五条の不正受給罪との関係を挙げている。
- (54) 本件の評釈として、坂本重雄「判批」佐藤進Ⅱ西原道雄編『社会保障判例百選』（一九七七年）四二頁、桑原洋子「判批」佐藤進ほか編『社会保障判例百選〔第二版〕』（一九九一年）一九八頁、片岡直「判批」佐藤進ほか編『社会保障判例百選〔第三版〕』（二〇〇〇年）二〇二頁などがある。
- (55) 後掲一三八頁。

- (56) なお、以下の見解は、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供等契約、および業務提供誘引販売に関しても、同様に妥当する。消費者庁取引・物価対策課Ⅱ経済産業省商務情報政策局消費経済政策課編・前掲注(12) 書六九頁、一四八頁、一七八頁、および三二四頁参照。
- (57) 池田耕平「ねずみ講・マルチ商法等の特殊経済犯罪」『現代刑罰法体系第二巻』(一九八三年) 一六〇頁。
- (58) 伊藤榮樹ほか編『注釈特別刑法第五巻経済法編Ⅱ』(一九八四年) 四二六頁(鶴田六郎)。
- (59) 鶴田・前掲注(58) 論文四二七頁。
- (60) 消費者庁取引物価対策課Ⅱ経済産業省商務情報政策局消費経済政策課編・前掲注(12) 書七〇頁、竹内昭夫『特殊販売規制法―訪問販売・通信販売・マルチ販売(新版)』二〇四頁、鶴田・前掲注(58) 論文四二七頁。
- (61) なお、特別関係説を主張する学説もある。平野龍一ほか編『注解特別刑法第四巻経済編Ⅱ(第二版)』(一九九一年) 二〇七頁(玉木昭久ほか)。
- (62) 鶴田・前掲注(59) 論文四二七頁。
- (63) 前田・前掲注(9) 論文三二七頁は、「仮に両罪が構成要件的に重なり合うことがあるとしても、保護法益を異にする以上、それぞれ別罪として成立するのが原則であろう」とする。
- (64) 前掲一二七頁。
- (65) 大判昭和八年二月二日(刑集一二巻一一頁)、大判昭和一二年七月八日(新聞四〇四九号七頁)。また、補助金等適正化法制定後のものであるが、同法制定以前の行為について詐欺罪の成立を認めた最高裁判例として、最判昭和三年四月十七日(裁集刑一一三号三四一頁)、最判昭和三年一月三十一日(刑集一一巻一号三九四頁)。以上について、拙稿「不正受給罪と詐欺罪―補助金・給付金等の不正取得に関する処罰規定の意義」法学会雑誌五二巻二号(二〇一二年) 一一〇頁参照。
- (66) 同右書二〇六頁。
- (67) 安原美穂「いわゆる補助金適正化法について」法曹時報七巻一〇号(一九五五年) 一九頁。
- (68) 小滝敏之『補助金適正化法解説―補助金行政の法理と実務―(全訂新版)』(二〇〇八年) 三九四頁、大鹿行宏編『補助金等適正化法講義』(二〇一一年) 一三七頁など。しかしながら、勝尾録三「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律概説」法律のひろば八巻一号(一九五五年) 三六頁のように、特別関係説の採用に一定の留保を示す見解も見られた。
- (69) 古谷伸彦「判比」研修六九八号(二〇〇六年) 九二頁以下。
- (70) 神山ほか編・前掲注(10) 書二七五頁以下(松宮孝明)。
- (71) 小滝敏之『補助金適正化法解説―補助金行政の法理と実務―(全訂新版)』(二〇〇八年) 三八六頁。以上について、拙稿

「不正受給罪と詐欺罪―補助金・給付金等の不正取得に関する処罰規定の意義―」法学会雑誌五二巻二号（二〇一二年）二〇九頁参照。

(72) 補助金等不正受交付罪の成立範囲に関する差額説は、最決平成二二年九月二五日（刑集六三巻七号七八三頁）により、判例として確立した。拙稿・前掲注（17）論文二〇四頁。

(73) 佐伯仁志「補助金の不正受給と詐欺罪の関係について」研修七〇〇号（二〇〇六年）八一頁以下。佐伯教授は、「不正受交付罪を詐欺罪の特別規定とみる当初の立法者の考えは、立法過程で変容を受けたと理解すべきではないか」とされ、留保付きながら択一関係説を採用される。

(74) たとえば、藤木前掲注（53）書三四二頁など。

(75) 出田孝一「判批」『最高裁判所判例解説刑事編平成三年度』（一九九三年）八二頁。

(76) 同右。

(77) 拙稿・前掲注（17）論文二二〇頁。

(78) 科刑上一罪の関係にある各罪について刑種の選択、刑の加重・減輕を行ったうえ、その最上限および最下限はいずれも各罪中のもっとも重いものに従い、一の罪に併科刑があればその罪の刑がもっとも重くなくてもこれを併科することとして、一つの新たな処断刑を形成するとする見解である。福田尚司「判批」警察公論六一巻四号（二〇〇六年）八八頁。下級審判例として、東京高判平成二六年一〇月一日判時一八八七号一六一頁など。

(79) 佐伯・前掲注（73）論文八二頁。

(80) 小林充「包括的一罪について」判例時報一七二四号（二〇〇〇年）七頁。

(81) 佐伯・前掲注（73）論文八二頁。

(82) 大塚仁「刑法概説（総論）〔第四版〕」（二〇〇八年）四九五頁など。さらに、択一関係という概念を不要とする見解もある。団藤重光責任編集『注釈刑法(2)のⅡ』（一九九九年）五六二頁（高田卓爾）。

(83) 平野龍一「横領と背任、再論」『刑事法研究最終巻』（二〇〇五年）三五頁、小林充「横領罪と背任罪との関係」『植村立郎判事退官記念論文集第一巻』（二〇一一年）二二七頁、今井猛嘉ほか『刑法総論〔第二版〕』（二〇一二年）四二〇頁（島田総一郎）参照。

(84) 佐伯・前掲注（32）論文二六一頁参照。

(85) 朝山・前掲注（21）論文二〇〇頁。

(86) とりわけ、補助金等不正受交付罪については、複雑な立法経過をたどったものの、結論として、立法時の租税ほ脱犯の量

刑が参考にされたこと（拙稿・前掲注（17）論文二〇六頁）を考えれば、現時点において、法定刑を見直す必要性は高いと考えられる（佐伯・前掲注（73）論文八二頁）。また、社会保障法上の不正受給罪についても、同様の趣旨が妥当しないかの検討が必要となろう。

（87）たとえば、搭乗券の詐取に関する前掲平成二二年七月二九日など。

（88）木村・前掲注（6）論文七頁参照。

（89）拙稿・前掲注（17）論文二二八頁参照。

（90）最決平成二二年三月一七日刑集六四卷二号一一二頁。これを検討するものとして、たとえば、佐伯仁志「連続的包括一罪について」『植村立郎判事退官記念論文集第一巻』（二〇一二年）一三三頁など。